

徳島県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

本要領は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という）第11条の2及び第11条の4第2項において都道府県知事が定めるとされている事項等を具体的に示すことにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）の提供制度を効率的に運営し、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 運営体制

本制度は、徳島県保健福祉部薬務課（以下「薬務課」という。）及び徳島県保健所^{*}において運営することを基本とするが、必要に応じて他部局との連携を図ることとする。

また、住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等についても、薬務課及び徳島県保健所^{*}を窓口として対応する。

※徳島県東部保健福祉局の各保健所は薬局機能情報の情報提供業務のみ

3 薬局機能情報の報告種別

（1）定期報告

薬局開設者は、規則別表第1に掲げる事項について、毎年12月31日における情報を翌年3月31日までに、電磁的方法を利用して薬局開設者及び報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法（医療機関等情報支援システム。以下「G-MIS」という。）又は、様式第1により県に報告する。

（2）新規開設許可時の報告

新たに開設許可を受けた薬局の開設者は、開設許可後30日以内に、G-MIS又は、様式第1により県に報告する。

（3）随時報告

薬局開設者は、報告を行った規則別表第1に掲げる事項のうち、同表第1の項第1号に掲げる基本情報及び同表第1の項第3号に掲げる薬剤師不在時間の有無（以下「基本情報等」という。）について変更（誤記等の修正を含む。）があった場合には、変更後30日以内に、G-MIS又は、様式第2により県に報告する。

基本情報等以外の事項について変更があった場合は、（1）の定期報告時に変更する。なお、随時、G-MIS又は、様式第2により報告することは差し支えない。

4 薬局機能情報の公表

県は、薬局開設者から報告された薬局機能情報について、報告後速やかに薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム（「医療情報ネット」という。）を通じ公表する。また、当該情報を薬務課及び徳島県保健所において県民の求めに応じて閲覧に供する。

附則

（施行期日）

- 1 本要領は、平成19年12月25日から施行する。
- 2 本要領は、平成23年11月25日から施行する。
- 3 本要領は、平成25年12月16日から施行する。
- 4 本要領は、平成26年11月25日から施行する。
- 5 本要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 本要領は、令和2年1月1日から施行する。
- 7 本要領は、令和3年1月1日から施行する。
- 8 本要領は、令和4年1月1日から施行する。
- 9 本要領は、令和6年1月5日から施行する。